

2012
栗山町議会

議会報告会

1. 水道料金体系の改正
2. 公営住宅の整備計画
3. ごみ処理の実態
4. 町税等の未収金
5. 行財政改革プランの進捗
6. 平成24年度予算の概要
7. 栗山赤十字病院の状況
8. 議会改革の推進

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文

平成18年5月18日制定

1 水道料金体系の改正



これまで …

複雑
わかりづらい

- 基本栓料金＋増加栓料金＋基本水量料金＋使用料金
 - 基本栓料金（821.1 円）を設定
 - 水抜栓が増えるごとに増加栓料金（507.1 円／本）を追加
 - 基本水量（5 m³×120.7 円）を設定
 - 5 m³以上の使用水量に対し 1 m³あたり 181.1 円の使用料金



改正後 …

シンプルに
わかりやすく

- 基本料金＋使用料金
 - 基本料金（394.8 円）を設定
 - 使用水量に対し 1 m³あたり 252 円の使用料金

例 一般家庭（口径 13mm）
の場合

●これまで…	水抜栓3本、 使用水量10m ³	水抜栓2本、 使用水量15m ³
基本栓料金	821.1円	821.1円
増加栓料金	1,014.2円	507.1円
基本水量料金	603.5円	603.5円
使用料金	905.5円	1,811 円
合 計	3,344.3円	3,742.7円



●改正後…		
基本料金	394.8円	394.8円
使用料金	2,520 円	3,780 円
合 計	2,914.8円	4,174.8円

※平成24年4月1日から改正されますが、平成24年度は段階的に現行料金と改正料金との差額の1／2が改正されます。

2 公営住宅の整備計画

(平成24年2月末現在)

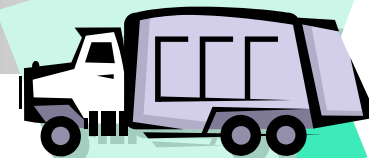
団地名	構造など	建設年度	棟数（戸数）
中 央	平屋	S46～S47	8棟（40戸）
松 風	3階建	H 2～H 3	2棟（24戸）
松 栄	平屋	S43～S45	10棟（50戸）
	2階建	H20～H23	9棟（80戸）
どうえい	平屋	S42～S46	8棟（36戸）
中 里	平屋・4階建	S48～S55	19棟（144戸）
ポプラ	平屋	S33～S35	7棟（34戸）
ポプラ母子	平屋	S33	2棟（12戸）
どうえい湯地	平屋	S57	2棟（8戸）
ふ じ	4階建・5階建	H 4～H18	8棟（164戸）
曙	平屋・2階建	S42～S45	20棟（100戸）
角 田	平屋	H15	6棟（21戸）
継 立	平屋	S45	6棟（20戸）
	4階建	S56	1棟（16戸）
	平屋・3階建	H13	3棟（28戸）
日 出	平屋	S35～S41	5棟（16戸）
合 計			116棟（793戸）

～計画～

- >>>> H31 現地建替予定
 >>>> 現地建替中（H25完了予定）
 >>>> H26 移転建替予定
 >>>> H26、H27 廃止予定
 >>>> H27 現地建替予定
 >>>> H32 移転建替予定
 >>>> H32 廃止予定



3 ごみ処理の実態



ごみ処理の経過

【平成 11 年】

ごみの分別収集スタート（資源物の分別）

【平成 16 年】

ごみの有料化スタート（堆肥化施設稼働）

【平成 23 年】

炭化処理施設稼働（炭にできるごみの分別）

ごみの処理状況

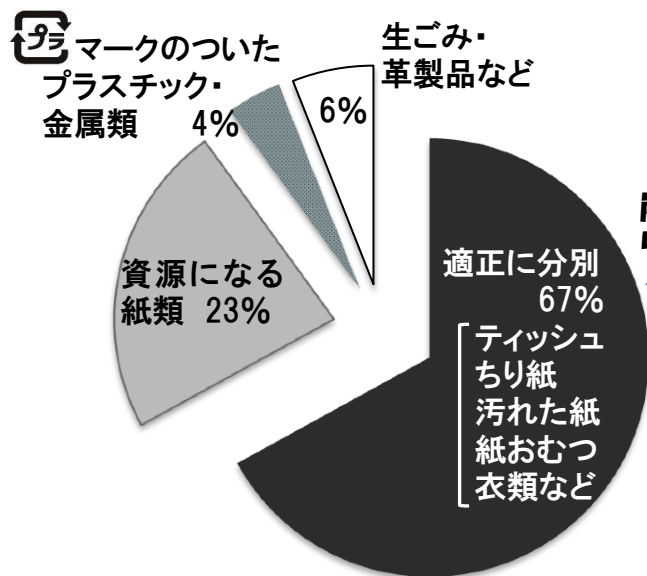
（単位：t）

年度	生ごみ	資源物	その他	下水道汚泥	合 計	再資源化率(%)	1人1日あたり排出量(g)
H15	—	1,155	5,103	1,215	7,473	18.5	1,158
H22	958	1,607	1,580	840	4,985	68.3	840

H23 からは

生ごみ 下水道汚泥	➡	堆肥化 (栗肥土)
資源物	➡	リサイクル
炭にできる ごみ	➡	炭に
炭にできない ごみ	➡	埋め立て

炭にできるごみの
中身は…



「埋め立てごみ」が多いと…

最終処分場が満杯に…

新たに整備すると…

14億円もの税金が…



正しい分別を心がけましょう！

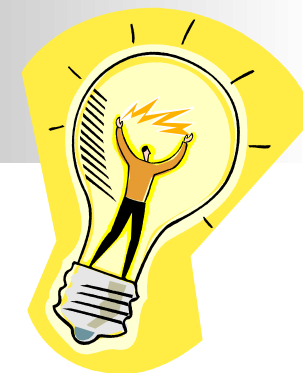
4 町税等の未収金



(単位：千円)

内訳	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
町税	220,807	217,618	221,145	235,947	238,775
公営住宅使用料	13,483	16,254	18,686	19,909	15,445
保育料	2,091	2,231	2,314	3,055	3,559
給食費	2,717	3,144	3,300	3,245	3,400
老人保護措置費	730	735	770	803	648
下水道受益者負担金・使用料	12,626	14,166	16,108	17,184	15,515
農業集落排水受益者負担金・使用料	2,414	3,115	5,050	7,181	7,874
国民健康保険税	120,465	118,478	114,517	105,872	106,420
介護保険料	3,479	3,310	3,231	2,507	2,110
水道料金	54,790	57,236	74,091	75,859	72,253
合計（現年、滞納繰越含む）	433,602	436,287	459,212	471,562	465,999

5 行財政改革プランの進捗



■職員月額給料 10%相当額削減（人事院勧告による削減を含む）

H25. 3月まで

■特別職給料削減（町長 20%、副町長 15%、教育長 10%）

H26. 3月まで

■職員数削減

・ H21～157人 ⇒ H24～152人 ⇒ H27～134人 変更 136人

■町税の税率の改定等

- ・ 固定資産税 税率 1.4% ⇒ 1.6%
- ・ 法人税割 税率 14.5% ⇒ 14.7%
- ・ 軽自動車税 標準税率の 1.5倍
- ・ 都市計画税課税区域の見直し（角田地区を課税）

H24. 4月予定
H24. 4月予定
H25. 4月予定
H26. 4月予定

変更

H28以降予定

■民間委託業務の拡大

- ・ 角田保育所の閉所
- ・ 継立保育所の民営化

H24. 4月実施
H26. 4月予定

■ごみ処理手数料の 30%値上げ

H25. 4月予定

変更

H28以降予定

- ・これまでの改革が順調に推移
- ・地方交付税削減が想定以下

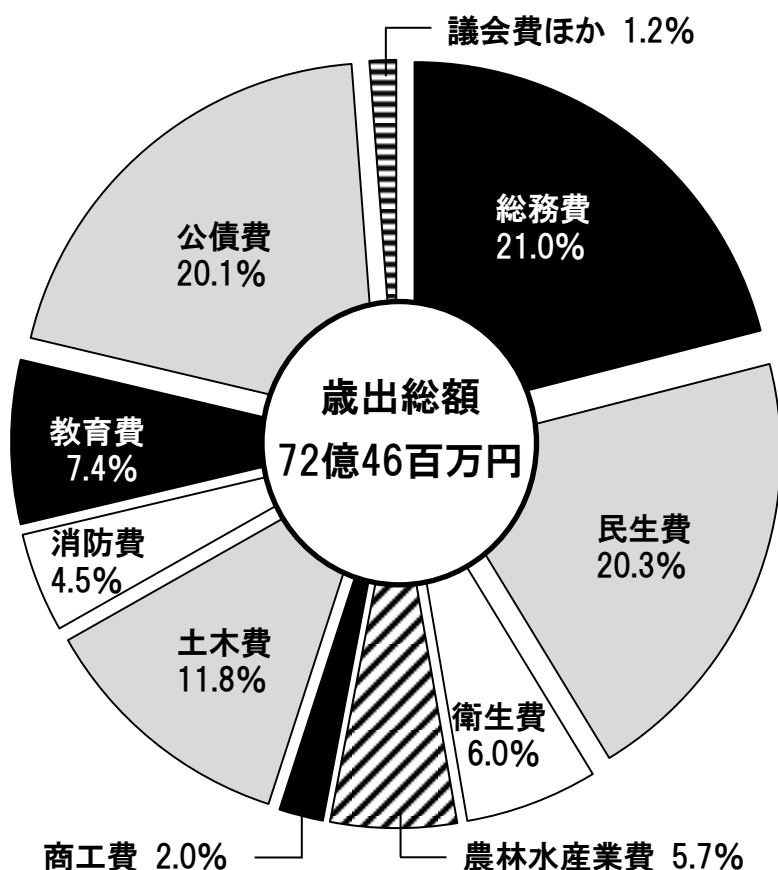


改革プランの繰り延べ

6 平成24年度予算の概要



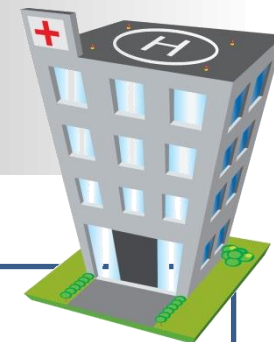
■一般会計の内訳



主な事業

自治基本条例制定 多くの町民参加による自治基本条例の制定	1,906千円
住宅用太陽光発電システム設置補助 住宅用太陽光発電装置設置に対する助成	3,150千円
道営農業基盤整備事業 道営杵臼北部ほか6地区	56,041千円
湯地地区環境整備 土捨場跡地に交流の場として植栽、園路等	33,000千円
道路改良及び歩道整備 2路線の道路改良及び2路線の歩道整備	118,483千円
ロータリ除雪車更新	50,800千円
町営バス購入 ワゴン型バス(15人乗り)	4,208千円
公営住宅整備 松栄団地(2棟14戸)建設	284,081千円
人にやさしい住宅助成事業 バリアフリー改修、老朽住宅解体など	7,000千円

7 栗山赤十字病院の状況



病院の概要

- (1)沿革 昭和27年に栗山町立病院を開院。昭和29年に移管し「栗山赤十字病院」となり、昭和55年に全面改築
- (2)病床数 136床（一般 56床、療養 80床）
- (3)診療科 11科 常勤医：内科、消化器科、外科
非常勤医：循環器内科、整形外科、耳鼻咽喉科
精神神経科、泌尿器科、皮膚科
※眼科、小児科は休止（H24.2月現在）
- (4)常勤医師 7人（平成19年度は12人）

【栗山赤十字病院の患者数の推移】

年 度	患 者 数	
	通 院	入 院
平成12年度	118,057人	55,956人
平成17年度	85,218人	47,499人
平成22年度	66,937人	40,978人

※10年前と比較し、通院で43%、入院で26%減少

経営の状況

○平成22年度末の累積欠損金は32億6千万円
（医師不足、患者数減少、救急医療等の不採算部門、診療報酬改定などの影響）



○経営改善の状況（H22～H23）
・H22.7月に一般病床の一部を療養病床に転換 ・遊休不動産売却
・職員数の見直し ・期末手当の独自削減 ・臨床検査の委託化など



○平成23年度の経営収支・・・黒字になる見込み（H22は400万円の赤字）

【町からの補助金】

項 目	平成23年度	平成24年度
人工透析施設整備	21,261	20,922
救急医療体制確保	79,793	97,422
核医学診断装置整備	—	40,000
合 計	101,054	158,344

課題

医師の安定確保

経営の安定化

施設の老朽化 など 7

8 議会改革の推進

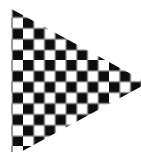


① 正副議長志願者の所信表明

明らかに

正副議長の選出の過程を明らかに

議会の透明性を確保



正副議長志願者の所信表明

(平成23年5月10日
第3回臨時会にて実施)

② 広報広聴特別委員会の設置

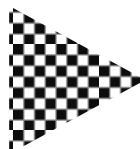
お聞かせください

…これまで…

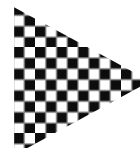
名称 広報特別委員会

構成 6人

内容 議会だよりの編集・発行



広聴業務の強化



広報広聴特別委員会の設置

(平成23年9月定例会にて議決)

構成 議長を除く全員

内容 議会だよりの編集・発行

議会報告会の企画・運営

町民との意見交換会の企画・運営

資 料 編

1. 議会の開催日数
2. 議員定数と報酬
3. 議会視察受け入れの状況
4. 政務調査費の使いみち
5. 地方議会と国会

資料1

議会の開催日数

(単位：日)

	定 例 会	臨 時 会	常 任 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会	特 別 委 員 会	そ の 他 会 議	計	議会費予算 A (千円)	一般会計予算 B (千円)	割 合 A／B (%)
栗山町	12	6	28	12	23	15	96	109,719	7,307,000	1.5
由仁町	9	9	3	6	22	0	49	75,256	4,037,810	1.9
長沼町	10	6	15	5	23	17	76	109,253	7,462,000	1.5
南幌町	9	7	15	9	31	12	83	86,601	4,539,216	1.9
全道平均	10	5	16	11	16	9	67	78,631	5,315,790	1.5

平成22年7月1日から平成23年6月30日まで

資料：第57回町村議会実態調査集計表
(北海道町村議会議長会)

資料2

議員定数と報酬

	自治体名	人口	議員定数	月額議員報酬	期末手当	町長給与
近隣町	栗山町	13,382 人	13 人	196 千円	390/100	706 千円
	由仁町	5,977 人	10 人	158 千円	395/100	520 千円
	長沼町	11,904 人	14 人	193 千円	385/100	724 千円
	南幌町	8,682 人	11 人	156 千円	312/100	549 千円
類似町	日高町	13,730 人	15 人	189 千円	300/100	720 千円
	斜里町	12,639 人	14 人	190 千円	395/100	770 千円
	上富良野町	11,736 人	14 人	170 千円	350/100	720 千円
	美瑛町	10,951 人	14 人	201 千円	250/100	780 千円
全道平均(人口 10,000 人～19,999 人)		14,423 人	15.6 人	190 千円	379/100	714 千円

平成 23 年 7 月 1 日現在

資料：第 57 回町村議会実態調査集計表
(北海道町村議会議長会)

資料3

議会視察受け入れの状況

平成18年5月に制定した全国初の栗山町議会基本条例は、多方面に大きな影響を与えました。制定以来、全国各地より視察が相次ぎ、平成23年度末までに513団体、4,100人を超える関係者の皆様にご来町いただいています。これだけ関心があるということは、地方議会が議会運営のあり方などについて危機感を持ち、改革が必要であると考えていることがうかがえます。

平成22度末までに全国で議会基本条例を制定した議会が160以上にものぼり、今後もますます増えることが予想され、その成果が如実に表れてきています。

また、多くの方に栗山町を訪れていただくことにより、町内での飲食や宿泊など、まちの活性化にも一役買っています。

今後も、議会基本条例を中心とした議会改革・議会活性化に関する視察の受け入れ体制を整え、全国の地方議会が改革に進むことを期待し、さらに少しでも地域経済の活性化につながることを願っています。

【視察の受け入れ状況】

年度	都道府県議会		市議会		町村議会		その他		合 計	
	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
H18	0	0	48	312	47	411	13	153	108	876
H19	3	17	73	467	52	489	13	241	141	1,214
H20	3	25	45	282	30	308	9	362	87	677
H21	1	8	23	163	26	270	7	39	57	480
H22	3	6	25	159	19	189	4	39	51	393
H23	2	11	42	304	24	195	1	6	69	516
合計	12	67	256	1,687	198	1,862	47	540	513	4,156



資料4

政務調査費の使いみち

■議員別内訳

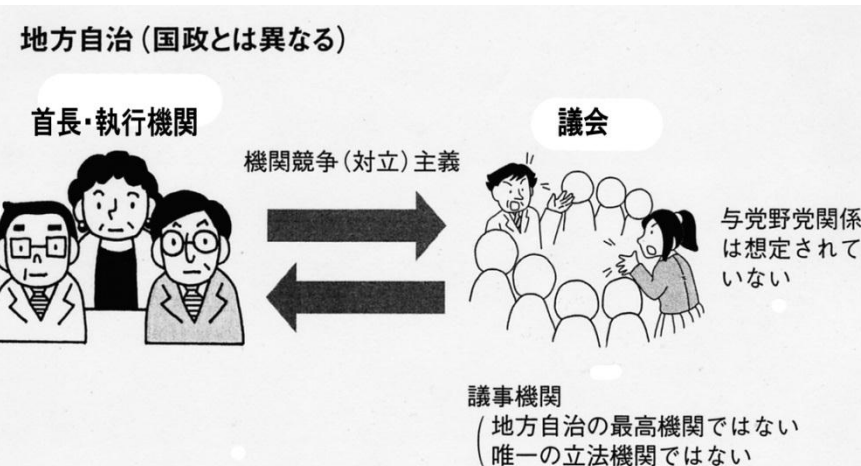
(単位：円)

議員氏名	交付 決定額	支出内訳					返納額
		調査研究費	研修費	資料購入費	広報費	合計	
八木橋義 則	96,000	82,619		7,920		90,539	5,461
友成 克司	88,000			14,365	76,000	90,365	
大井 賢治	88,000	78,514		38,200		116,714	
三田 源幸	88,000	78,514	3,000	68,100		149,614	
小寺 進	96,000	78,514		56,130		134,644	
大西 勝博	88,000	78,514		9,600		88,114	
大平 逸男	96,000	78,514	11,000	30,070		119,584	
山本 修司	96,000			38,910	433,650	472,560	
藤本 光行	88,000	78,514		16,860		95,374	
檜崎 忠彦	96,000		59,640	52,320		111,960	
置田 武司	96,000		78,500	17,520		96,020	
重山 雅世	96,000		88,500	24,500	2,640	115,640	
鵜川 和彦	96,000	78,514		93,880		172,394	

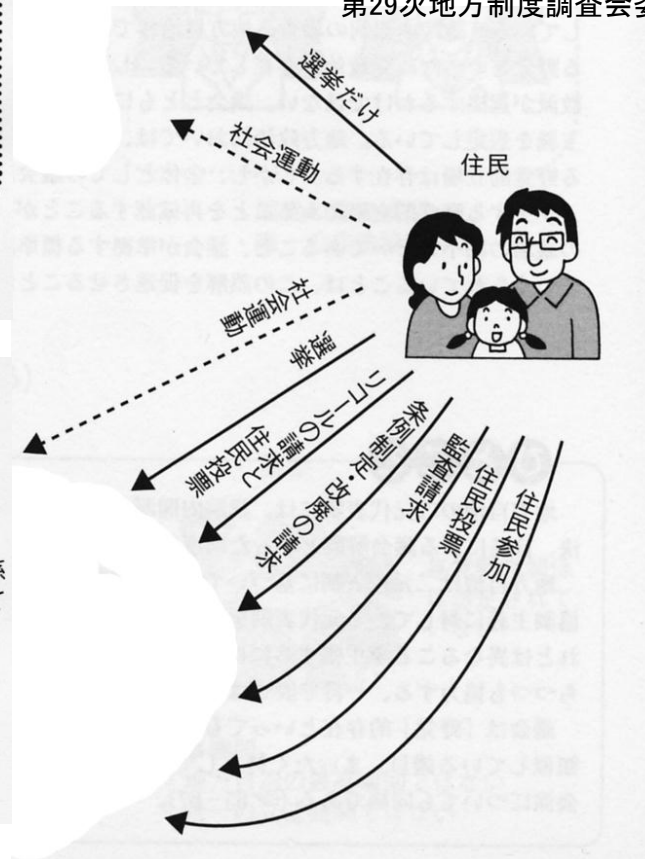
【主な調査先】

- 東京都
(地方議会議員研修会)
- 上砂川町 (行政視察)
- 札幌市
(市町村議会議員研修会)
- 岡山県奈義町 (小さくても
輝く自治体フォーラム)
- 岩手県葛巻町・滝沢村
(行政視察)

地方議会と国会



江藤俊昭氏／著(山梨学院大学法学部教授、
第29次地方制度調査会委員)



地方議会と国会

	自治体議会	国会
機関の性格	「議事機関として議会を設置する」 憲法93条1項 ※議事＝会合して相談すること	「国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関」 憲法41条
構成員	「住民が直接、これを選挙する」 同93条2項 ※市民の代表とは明記されていない	「両議員は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」 同43条
権力の行使	なし(住民も直接行使する) 「住民の投票においてその過半数の同意」 同95条 住民が条例案を直接請求により提案 (地方自治法)	「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」「その権力は国民の代表者がこれを行使」 同前文
リコール・解散	住民の直接請求に基づく住民投票で議員リコール、議会の解散 (地方自治法)	「議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない」 同51条
首長の選出	住民は長の選出を議会に委ねない「住民が直接、これを選挙する」 同93条2項	「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名」 同67条

北海道栗山町議会

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252

TEL 0123-73-7517 ／ FAX 0123-72-1233

E-mail gikai@town.kuriyama.hokkaido.jp

平成24年3月